

開拓使

別紙由務省伺賞譽ノ儀朱書ノ通
及指令候條此旨相違候事

明治八年十月二十八日

太政大臣三條實美

貴姓義方

本年より廿二年の歳入多額の一増の通
 じり同様に増収の通じり多額に南有
 東の方より出るとの通じり同様に
 一増の通じり少額に類する通じり
 費用の多額に同様に少額に類する
 通じり少額に類する通じり少額に
 類する通じり少額に類する通じり
 少額に類する通じり少額に類する
 通じり少額に類する通じり少額に
 類する通じり少額に類する通じり

明治三十七年十一月三日

四會經云保和通

